

DIC株式会社によるBASFカラー&エフェクトジャパン株式会社の株式取得に関する審査結果について

令和2年12月24日
公正取引委員会

公正取引委員会は、DIC株式会社（法人番号7011401003807）（以下「DIC」といい、DICと既に結合関係が形成されている企業の集団を「DICグループ」という。）によるBASFカラー&エフェクトジャパン株式会社（法人番号5010401124061）（以下「BCE」といい、BCEと既に結合関係が形成されている企業の集団を「BCEグループ」という。また、DICグループ及びBCEグループを併せて「当事会社グループ」という。）の株式取得について、DICから独占禁止法の規定に基づく株式取得に関する計画届出書の提出を受け、審査を行った結果、当事会社グループが申し出た問題解消措置を講ずることを前提とすれば、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められたので、DICに対し、排除措置命令を行わない旨の通知を行い、本件審査を終了した。

本件については、欧州委員会等も審査を行っており、当委員会は、欧州委員会等との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。

第1 本件の概要

本件は、主に顔料の製造販売業を営むDICが、主に顔料の販売業を営むBCEの株式に係る議決権の全部を取得すること（以下「本件行為」という。）を計画しているものである。

なお、DICグループは、BCEの最終親会社であるビーエーエスエフ・エスイー（本社ドイツ）の傘下において顔料の製造販売業を営む全ての事業者を対象として発行済みの全株式の取得を行う計画であり、本件行為はその計画の一部をなすものである。

第2 本件の経緯

令和2年4月20日 株式取得に関する計画の届出の受理（第1次審査の開始）
5月20日 報告等の要請（第2次審査の開始）
11月27日 全ての報告等の受理
（意見聴取の通知期限：令和3年2月26日）
12月24日 排除措置命令を行わない旨の通知

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課
電話	03-3581-3719（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

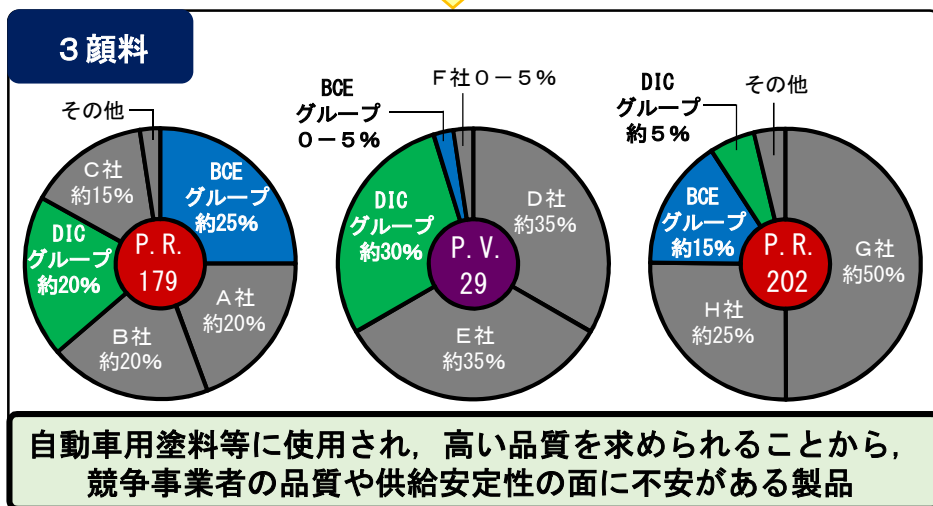
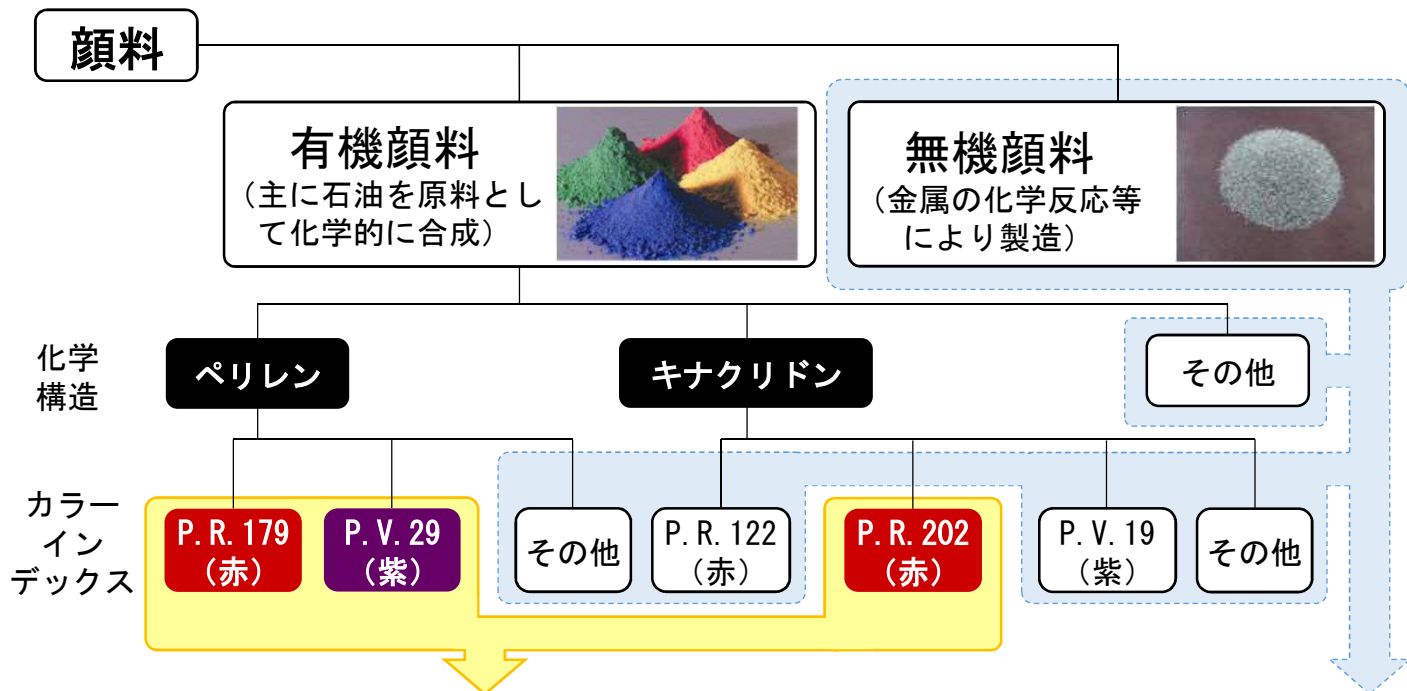
第3 結論

公正取引委員会は、当事会社グループが当委員会に申し出た問題解消措置を講ずることを前提とすれば、本件行為が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した（審査結果の詳細については別紙参照）。

DIC株式会社によるBASFカラー&エフェクトジャパン株式会社の株式取得

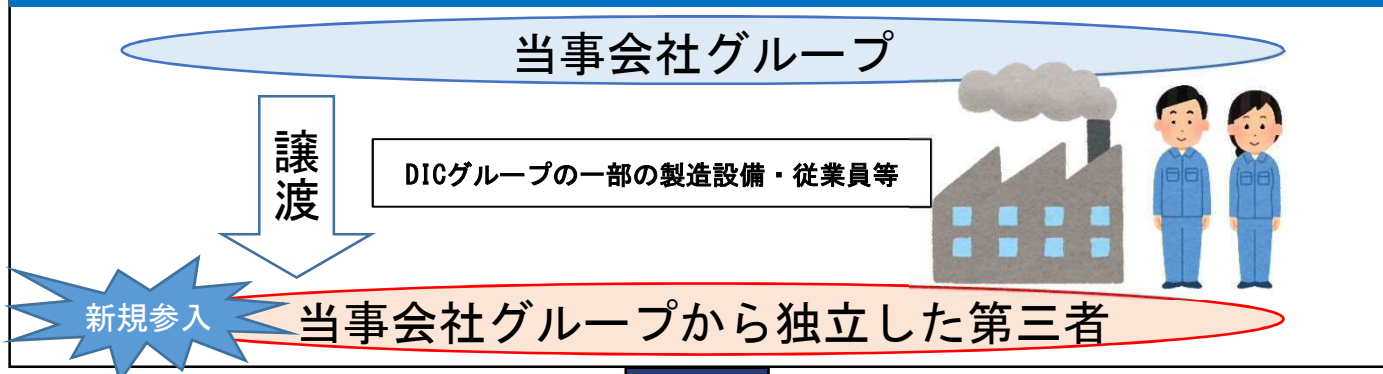
参考

当事会社グループが競合関係に立つ顔料の取引分野



その他の取引分野
競争を実質的に制限することとはならないと判断

当事会社グループによる問題解消措置の申出



問題解消措置を講ずることを前提とすれば、競争を実質的に制限することとはならないと判断

DIC株式会社によるBASFカラー&エフェクトジャパン株式会社の株式取得に関する審査結果について

第1 当事会社グループ

DIC株式会社は、主に顔料の製造販売業を営む会社であり、BASFカラー&エフェクトジャパン株式会社は、主に顔料の販売業を営む会社である。

以下、DIC株式会社を「DIC」といい、DICと既に結合関係が形成されている企業の集団を「DICグループ」という。また、BASFカラー&エフェクトジャパン株式会社を「BCE」といい、BCEと既に結合関係が形成されている企業の集団¹を「BCEグループ」という。

さらに、DICグループとBCEグループを併せて「当事会社グループ」という。

第2 本件の概要及び関係法条

本件は、DICがBCEの株式に係る議決権の全部を取得すること（以下「本件行為」という。）を計画しているものである。

関係法条は、独占禁止法第10条である。

第3 本件審査の経緯等

1 本件審査の経緯

当事会社グループは、令和2年2月以降、本件行為が競争を実質的に制限することとはならないと考える旨の意見書及び資料を自主的に公正取引委員会に提出し、当委員会は、当事会社グループの求めに応じて、当事会社グループとの間で数次にわたり会合を持った。その後、同年4月20日に、DICから、独占禁止法の規定に基づき本件行為に関する計画届出書が提出されたため、当委員会はこれを受理し、第1次審査を開始した。当委員会は、上記届出書及び当事会社グループから提出されたそのほかの資料を踏まえつつ、第1次審査を進めた結果、より詳細な審査が必要であると認められたことから、同年5月20日にDICに対し報告等の要請を行い、第2次審査を開始するとともに、同日、第2次審査を開始したこと及び第三者からの意見書を受け付けることを公表した。

第2次審査において、当委員会は、当事会社グループの求めに応じて、当事会社グループとの間で数次にわたり会合を持ち、論点等の説明及び議論を行った。また、DICから順次提出された報告等のほか、需要者、流通業者等に対するヒアリング、書面調査、経済分析の結果等を踏まえて、本件行為が競争に与える影響に

¹ DICグループは、BCEの最終親会社であるビーエーエスエフ・エスイー（本社ドイツ）の傘下において顔料の製造販売業を営む全ての事業者を対象として発行済みの株式の全部を取得する計画であり、本件行為はその計画の一部をなすものである。本件では、BCEを含むビーエーエスエフ・エスイーの傘下において顔料の製造販売業を営む事業者をBCEグループに含めて審査を行った。

ついて審査を進めた。

なお、DICに対する報告等の要請については、令和2年11月27日に提出された報告等をもって、全ての報告等が提出された。

2 審査結果の概要

公正取引委員会は、当事会社グループが競合する各取引分野のうち、競争に与える影響が比較的大きいと考えられたカラーインデックス²がPigment Red 179³（以下「P.R. 179」という。）、Pigment Violet 29⁴（以下「P.V. 29」という。）、Pigment Red 122⁵（以下「P.R. 122」という。）、Pigment Red 202⁶（以下「P.R. 202」という。）及びPigment Violet 19⁷（以下「P.V. 19」という。）の顔料（以下「5顔料」という。）に係る取引分野を中心に審査を行った。そのうち、自動車用塗料等に使用されることから高い品質が求められるP.R. 179、P.V. 29及びP.R. 202の顔料（以下「3顔料」という。）に係る取引分野については、後記第4から第8までのとおり、当事会社グループが当委員会に申し出た問題解消措置が講じられることを前提とすれば、本件行為が競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

また、3顔料に係る取引分野以外の各取引分野については、いずれも本件行為により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

第4 顔料

1 概要

顔料とは、物質に色を付ける着色剤であり、インキや塗料になる前段階の粉状の商品である。

顔料は、主に石油を原料として化学的に合成した有機顔料と、金属の化学反応等によって得られる無機顔料に分類される。これらの顔料は、化学構造の違いによって分類され、さらに、それぞれの化学構造は、細部構造の違いによってカラーインデックスごとに分類される。

² 英国染料染色協会と米国繊維化学技術・染色技術協会が共同で管理するデータベースに登録された色にそれぞれ付された呼称をいう（例えば、「P.R. 179 (Pigment Red 179)」は、「顔料」の「赤」の「179番」の色に付された呼称である。）。

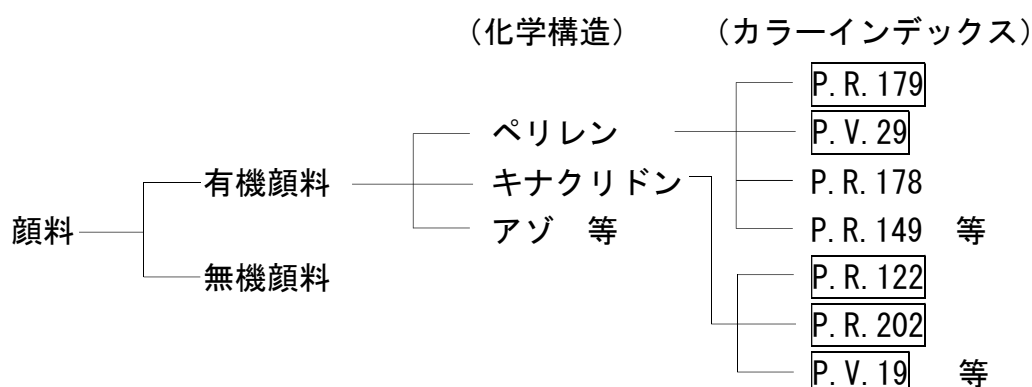
³ 自動車用塗料等に用いられる赤色顔料。

⁴ 自動車用塗料、カーペット用の繊維等に用いられる紫色顔料。

⁵ インキ等に用いられる赤色顔料。

⁶ 自動車用塗料、インキ等に用いられる赤色顔料。

⁷ 塗料、インキ等に用いられる紫色顔料。



2 一定の取引分野

(1) 商品範囲

ア 有機顔料と無機顔料

有機顔料と無機顔料は、カラーバリエーションの豊富さ、着色性、色の鮮やかさといった特性が異なることから、同じ色に属するものであっても、需要の代替性は限定的である。また、有機顔料と無機顔料は、原材料、製造方法、製造設備等が異なり、製造を転換することは容易でないことから、供給の代替性は認められない。

したがって、有機顔料と無機顔料は、商品範囲が異なる。

イ 異なる化学構造の有機顔料

有機顔料は、化学構造によって耐候性や耐熱性といった特性が異なることから、需要者において、異なる化学構造の有機顔料を代替的に使用できない場合も多い。また、異なる化学構造の有機顔料は、原材料、製造方法、製造設備等が一定程度異なるため、供給の代替性は限定的である。

したがって、異なる化学構造の有機顔料は、商品範囲が異なる。

ウ 同一化学構造における異なるカラーインデックスの有機顔料

需要者ヒアリングにおいては、カラーインデックスごとに色味や透明性等の特性が異なるため、通常、異なるカラーインデックスの有機顔料を代替的に用いることはないとの意見があった。需要者の中には、あるカラーインデックスの有機顔料の代替品を検討する際には、まずは同じカラーインデックスの有機顔料の他メーカー品を検討しており、異なるカラーインデックスの有機顔料については検討対象にならない場合があると述べる者もいた。したがって、異なるカラーインデックスの有機顔料間の需要の代替性は限定的である。

また、異なるカラーインデックスの有機顔料は、同じ化学構造であったとしても細部構造が異なっており、それによって、原材料、製造方法、製造設

備等が一定程度異なるため、供給の代替性は限定的である。

エ 経済分析

当事会社グループが競合する取引分野のうち、5顔料の間で、価格水準がどの程度異なるのか、また、価格及び価格比が同一の商品範囲といえるような推移をしているか確認するため、当事会社グループが提出した日本の需要者向けの販売実績データ（平成28年1月～令和元年12月）を用いて価格相関分析⁸、定常分析⁹等の価格分析を行った¹⁰。

まず、5顔料の間では、月次の平均販売価格が一定程度以上異なる水準で推移していることが確認された¹¹。続いて、月次の平均販売価格に係る価格相関分析については、異なる化学構造のカラーインデックスの有機顔料間では、一部、相関係数が一定程度以上高い値になり有意性も確認された¹²が、対数差分を用いた価格相関分析も併せて行った¹³ところ、頑健性までは確認されなかった¹⁴。そのほかの組合せについては、相関係数は-0.142～0.260と低い値となり、その頑健性も確認された。以上から、異なる化学構造の有機顔料が同一の商品範囲に属する可能性は低いという結果となった。

他方、同一の化学構造のカラーインデックスの有機顔料間では、相関係数の値は、それほど高くはないものの有意性及び頑健性が確認された¹⁵ため、

⁸ 市場画定における価格相関分析とは、分析の対象とする二つの商品の価格について相関係数を求め、両者に高い相関関係が観測される場合、市場の一体性が強いと判断する分析手法である。

⁹ 市場画定における定常分析とは、分析の対象とする二つの商品の価格比を用いて、両商品の価格比の定常性の有無（ある商品の価格が一時的に他方の商品からかい離れたとしても、長期的には同一の価格水準に収れんするという関係がみられるか否か）を確認し、定常性が存在する場合には市場の一体性が強いと判断する分析手法である。

¹⁰ 当事会社グループの販売実績データに含まれる欧州及び米国の需要者向けの販売実績データそれぞれを用いた価格分析でもおおむね同様の結果が得られている。ただし、為替レートの変動が極めて大きい可能性が高いことがデータから見て取れたため、日本、欧州及び米国の需要者向けの販売実績データを同一の通貨単位に統一した上で合算することによって算定される、全世界の月次の平均販売価格を用いた価格分析は実施していない。

¹¹ 特にP.V. 29については、他のカラーインデックスの有機顔料と比較して約1.9～3.6倍ほどであり、価格水準が極めて高かった。

¹² 有意性とは、統計上、推定結果が偶然とは考えにくく、意味があると考えられることをいい、ここでは、二つの商品の価格について統計的に無相関（相関係数がゼロ）ではなく、相関関係があるといえることを指す。

¹³ 対数差分とは、ある値 x_1 、 x_0 について自然対数の差分 $\ln x_1 - \ln x_0$ を採ることをいう。変化率が十分に小さい場合には対数差分は変化率の近似値であることが知られている（ g_1 をある値 x_0 から x_1 への変化率、つまり、 $g_1 = (x_1 - x_0)/x_0$ とすると、 $\ln x_1 - \ln x_0 = \ln(x_1/x_0) = \ln\{1 + g_1\} \approx g_1$ となる。）ことから、対数差分による価格相関分析は月次の平均販売価格の変化率を用いた価格相関分析といえる。

¹⁴ 頑健性とは、条件や仮定を多少変更したとしても、推定結果に大きな違いが生じないことをいう。頑健性が確認されなかった組合せは、「P.V. 29とP.R. 122」及び「P.V. 29とP.V. 19」で、相関係数は0.669 [0.183] 及び0.341 [0.017] となった（〔〕は、対数差分を用いた場合の相関係数）。また、P.V. 29については、脚注11のとおり、価格水準も極めて高い。

¹⁵ 「P.R. 179とP.V. 29」、「P.R. 122とP.R. 202」及び「P.R. 122とP.V. 19」で、相関係数はそれぞれ0.492 [0.372]、0.315 [0.356] 及び0.383 [0.327] であった。

なお、二つの商品に共通する原材料の価格変化により相関係数が高くなる「見せかけの相関」が発生する可能性があるところ、相関係数の値が高くないことから「見せかけの相関」への対処は行っていない

これらの組合せについては、Augmented Dickey-Fuller (ADF) 検定¹⁶⁾により定常分析を実施した。その結果、月次の平均販売価格の価格比が定常であると結論付けられるだけの頑健性を確認できなかった¹⁷⁾ことから、異なるカラーインデックスの有機顔料は異なる商品範囲に属する可能性が高いことが示唆された。

以上のとおり、経済分析からも前記イ及びウの定性的分析を裏付ける結果が得られた。

オ 小括

以上のとおり、有機顔料の商品範囲をカラーインデックスごとに画定し、5 顔料をそれぞれ独立した商品範囲として画定した。

(2) 地理的範囲

顔料は、輸入に係る輸送費用の点から制約があるわけではない。

また、供給者は需要者の所在する国を問わず取引しており、需要者も国内外の供給者を差別することなく取引している¹⁸⁾。

したがって、地理的範囲を「世界全体」として画定する。

第5 本件行為が競争に与える影響

1 当事会社グループの地位及び競争状況

当事会社グループは、いずれも5 顔料を製造販売していることから、本件は、水平型企業結合に該当する。

5 顔料のうち、3 顔料の市場シェアの状況は下表のとおりであり、本件行為後における各市場について、P. R. 179のHHI¹⁹⁾は約2,800、HHIの増分は約900、当事会社グループの市場シェアは約40%（第1位）、P. V. 29のHHIは約3,300、HHIの増分は約300、当事会社グループの市場シェアは約35%（第1位）、P. R. 202のHHIは約

い。

¹⁶⁾ ADF検定は、定常性の有無を統計的に判定するための標準的な方法として知られている。

¹⁷⁾ ADF検定に当たり、ラグ次数（例えば、1次のラグ次数とは、価格比 P_t と P_{t-1} の差 ΔP_t の1期前の値である P_{t-1} と P_{t-2} の差 ΔP_{t-1} のことをいい、誤差項の系列相関の解消のために用いられる。）は1次から12次までを使用している。観測数が少ないことに留意する必要があるものの、ADF検定を行った組合せのうち「P. R. 122とP. R. 202」の価格比については、定常性が確認できたのはラグ次数が1次から4次までの場合に限られ、その他の組合せについては4次よりも小さいラグ次数に限って定常性が確認されたことから、定常性があるという結果は頑健性があるとはいえず、誤差項の系列相関によって定常性が確認されていた可能性がある。

¹⁸⁾ 地理的範囲の画定には、日本、欧州及び米国の需要者向けの販売実績データを同一の通貨単位に統一した上で、各地域における価格の推移を比較する価格分析の実施を検討した。しかし、脚注10に記載のとおり、為替レートの変動による影響が極めて大きい可能性が高いことがデータから見て取れたため、Bishop, S. and M. Walker (2002) “The Economics of EC Competition Law - Concepts, Application and Measurement,” London Sweet & Maxwell, Chapter11に倣い、地域間での比較分析は行わなかった。

¹⁹⁾ ハーフィンダール・ハーシュマン指数（市場の集中度を表す指標で、一定の取引分野における各事業者の市場シェアの二乗の総和によって算出される。）

3,500, HHIの増分は約200, 当事会社グループの市場シェアは約20%（第3位）となり、いずれも、水平型企業結合のセーフハーバー基準には該当しない。

【令和元年におけるP. R. 179の市場シェア】 【令和元年におけるP. V. 29の市場シェア】

順位	会社名	市場シェア ²⁰
1	BCEグループ	約25%
2	A社	約20%
3	B社	約20%
4	DICグループ	約20%
5	C社	約15%
—	その他	0－5%
合計		100%

順位	会社名	市場シェア
1	D社	約35%
2	E社	約35%
3	DICグループ	約30%
4	BCEグループ	0－5%
5	F社	0－5%
合計		100%

【令和元年におけるP. R. 202の市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	G社	約50%
2	H社	約25%
3	BCEグループ	約15%
4	DICグループ	約5%
—	その他	0－5%
合計		100%

一方で、3顔料以外の本件行為後における各市場については、P. R. 122のHHIは約1,200, HHIの増分は約100, P. V. 19のHHIは約1,400, HHIの増分は約400となり、いずれも水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当する。

2 独占禁止法上の評価

前記1のとおり、3顔料については、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。また、需要者ヒアリングによれば、3顔料については、自動車用塗料等に使用されることから高い品質を求められ、前記1の市場シェア表に挙げられている当事会社グループ以外の競争事業者は、品質や供給安定性の面に不安があることから、当事会社グループ以外に選択肢が無いなどと述べる者もいた。

しかしながら、本件行為については、第2次審査開始後、当事会社グループから公正取引委員会に対して、DICグループの顔料事業の一部を第三者に譲渡する予定であるとの申出があった。これを受けて、当委員会が審査を進めた結果、最

²⁰ 22.5%以上27.5%未満を「約25%」とするなど、5%単位で記載している。そのため、合計値は必ずしも100になるとは限らない。以下同じ。

終的には当事会社グループから、後記第6のとおり問題解消措置の申出があったことから、その内容を踏まえて独占禁止法上の評価を行うこととした。

第6 当事会社グループによる問題解消措置の申出

当事会社グループから、問題解消措置として次の①～④の申出があった。

- ① DICグループのブッシーパーク工場（米国サウスカロライナ州）で行われている顔料の製造販売事業を当事会社グループ以外の他の事業者に譲渡する（以下、譲渡対象となっている事業を「本件譲渡対象事業」という。）。本件譲渡対象事業には、ブッシーパーク工場で製造されている顔料に係る有形資産（製造資産、建物等）、無形資産（技術、研究開発成果等）、従業員等が含まれる。
- ② 譲渡先は、顔料分野における十分な経験及び能力を有し、当事会社グループから独立した資本上無関係な事業者であり、かつ、本件譲渡対象事業を維持し発展させるための財源、専門性及びインセンティブを有することなどを基準に選定し、具体的な譲渡先については、公正取引委員会に報告し、同意を得る。
- ③ 当事会社グループは、本件措置の完了までの間、DICグループが行う他の事業から本件譲渡対象事業を切り離し、販売に適した事業として管理されることを確保する。また、これらの点の実効性について、独立した第三者（監視受託者²¹⁾）が監視する。
- ④ 当事会社グループが本日から6か月以内に譲渡先との契約締結に至らなかった場合、独立した第三者（事業処分受託者²²⁾）が当委員会の同意を得た上で譲渡先を指定し、当事会社グループは指定された相手方に本件譲渡対象事業を譲渡する。

現在、DICグループは、P. R. 179をブッシーパーク工場でしか製造しておらず、P. V. 29及びP. R. 202については、そのほとんどをブッシーパーク工場で製造している。したがって、DICグループは、ブッシーパーク工場を譲渡することにより、同グループのP. R. 179の製造販売事業の全て並びにP. V. 29及びP. R. 202の製造販売事業のほとんどを譲渡することとなる。

第7 問題解消措置に対する評価

前記第6の問題解消措置が履行された場合、3顔料のうちP. R. 179の取引分野において、当事会社グループの一方であるDICグループの製造販売事業がそのまま当事会社グループ以外の他の事業者に譲渡されることから、本件行為により当

²¹⁾ 当事会社グループから独立した第三者として、事業譲渡が行われるまでの間、当事会社グループが譲渡対象事業の価値を毀損せずに適切に業務を行っているかを監視する者をいう。

²²⁾ 一定期間の間に譲渡先が見つからないような場合、当事会社グループは独立した第三者である事業処分受託者を指名し、事業処分受託者の指名の効力発生後は、事業処分受託者のみが譲渡対象事業を売却する権限を有することになる。

事会社グループの市場シェアが増加することはない。また、P. V. 29及びP. R. 202の取引分野についても、DICグループのほとんどの市場シェアに相当する事業が譲渡されることから、本件行為による当事会社グループの市場シェアの増加は僅かとなる。

本件譲渡対象事業の内容については、前記第6の①のとおり、ブッシーパーク工場で製造に関与していた従業員も含め、これまでにDICグループが行ってきた3顔料を含む本件譲渡対象事業をそのまま切り離して譲渡するものであり、譲渡の内容としては十分なものであると考えられる。

さらに、譲渡先については、前記第6の②の各要件を満たしていれば、3顔料の製造販売市場における独立した有力な競争事業者になると考えられるところ、実際の譲渡先が当該要件を満たしているかについては、当事会社グループからの報告を受けた後、当委員会において判断することとなる。

加えて、前記第6の③のとおり、事業譲渡の実効性及び本日から譲渡までの競争力等の確保のために、第三者（監視受託者）を関与させるとしており、また、前記第6の④のとおり、本件行為後に事業譲渡が行われる場合であっても、本日から最長でも6か月以内に事業譲渡を実行することとされており、仮にそれまでに譲渡先との契約締結に至らなかった場合、独立した第三者（事業処分受託者）が当委員会の同意を得た上で本件譲渡対象事業の譲渡先を指定することとされていることから、問題解消措置の実行期限は適切かつ明確に定められている。

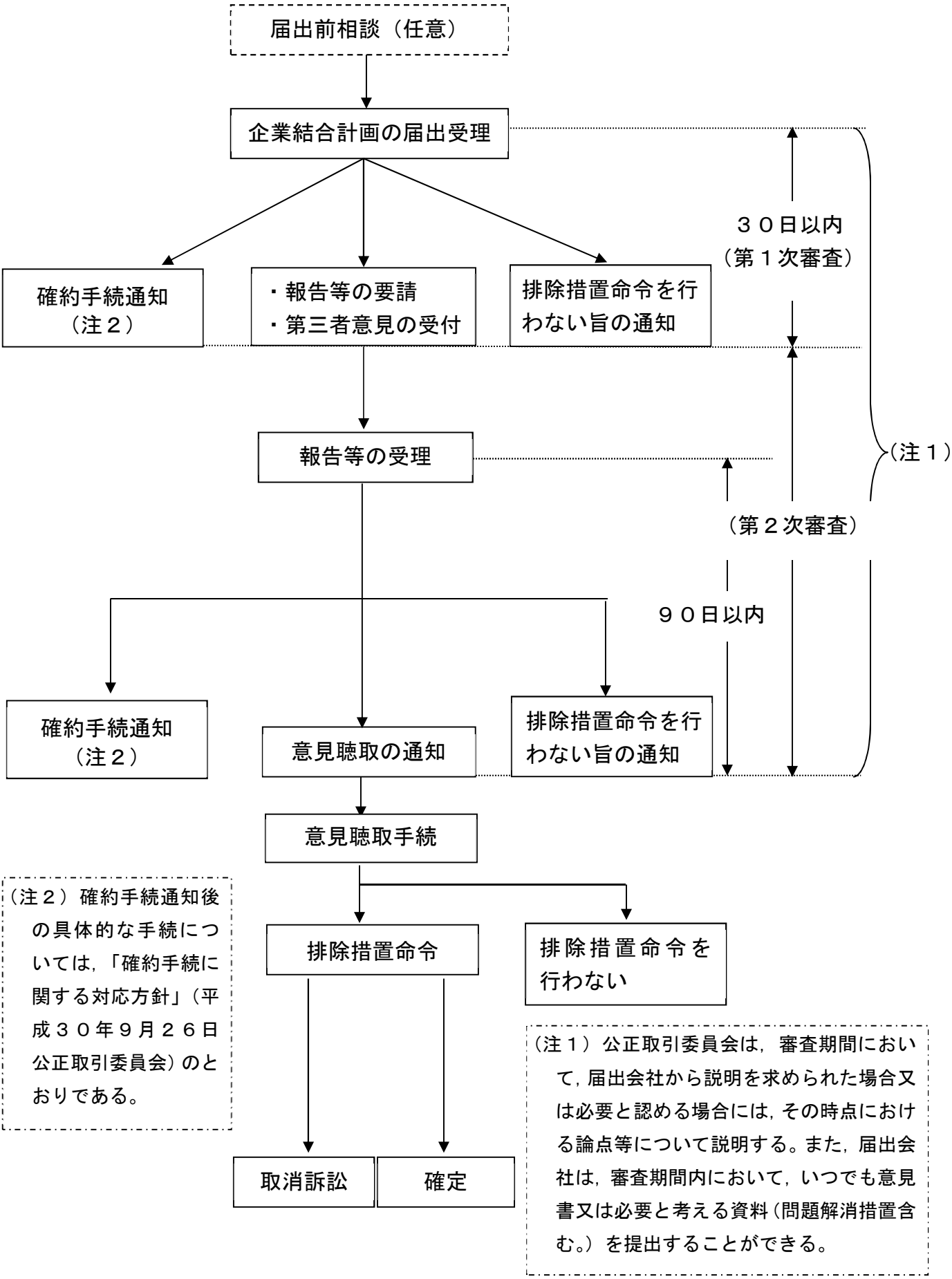
上記のことから、当事会社グループから提出された本件問題解消措置は適切なものであると評価した。

第8 結論

当事会社グループが本件問題解消措置を講ずることを前提とすれば、本件行為が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

以上

(参考 1) 企業結合審査のフローチャート



(参考2) <企業結合審査のフローチャート>

企業結合審査の対象となるか否かの判断

株式保有、役員の兼任、合併、分割、共同株式移転、事業譲受け等の行為類型ごとに検討

例：企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権を合計した割合が50%超 又は 20%超かつ同割合の順位が単独第1位
兼任役員が双方に代表権を有する 等

例：議決権保有比率が10%以下 かつ役員兼任なし
同一の企業結合集団に属する会社の合併、事業譲受け 等

対象となる

対象とならない

一定の取引分野の画定

当事会社グループが行っている事業全てについて、取引対象商品の範囲、地理的範囲等をそれぞれ画定する。一定の取引分野の画定に当たっては、基本的には、需要者にとっての代替性の観点から、また、必要に応じて供給者にとっての代替性の観点からも判断することとなる。

画定された一定の取引分野ごとに競争を実質的に制限することとなるか否かを判断

該当しない

【水平型】①HHI 1,500 以下 ②HHI 1,500 超 2,500 以下かつHHI 増分 250 以下
又は ③HHI 2,500 超かつHHI 増分 150 以下

該当する

該当しない

【垂直・混合型】①市場シェア 10%以下 又は ②HHI 2,500 以下かつ市場シェア 25%以下

該当する

2つの観点から検討

単独行動による競争の実質的制限についての検討

【当事会社グループの地位及び競争者の状況】

- ・市場シェア及びその順位
- ・当事会社間の従来の競争の状況等
- ・競争者の市場シェアとの格差
- ・競争者の供給余力及び差別化の程度

【輸入】

制度上の障壁の程度、輸入に係る輸送費用の程度や流通上の問題、輸入品との代替性の程度、海外の供給可能性の程度

【参入】

制度上・実態面での参入障壁の程度、参入者の商品との代替性の程度、参入可能性の程度

【その他】

- ・隣接市場からの競争圧力・需要者からの競争圧力
- ・総合的な事業能力 ・効率性 ・経営状況 等

協調的行動による競争の実質的制限についての検討

【当事会社グループの地位及び競争者の状況】

- ・競争者の数等
- ・当事会社間の従来の競争の状況等
- ・競争者の供給余力

【取引の実態等】

取引条件、需要動向、技術革新の動向、過去の競争の状況 等

【その他】

- ・輸入、参入、隣接市場、需要者からの競争圧力
- ・効率性及び当事会社グループの経営状況 等

各要素を総合勘案

各要素を総合勘案

問題あり

問題あり

問題なし

問題なし

単独・協調とも問題がない場合に限る。

一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとの判断

問題解消措置

排除措置の対象

直ちに一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないとの判断